

各位

株式会社 公論出版

書籍『二輪自動車検査ハンドブック 令和6・7年版』訂正のお知らせ

前略

標記書籍、解説カラーページ P.31 及び P.33 におきまして間違いがございました。深くお詫び申し上げます。正しい内容は、下記の通りです。また、点線で切ったものを直接本書に張り付けることができます。

[サイドリフレクター]

9. 側方反射器 (サイドリフレクター)

1. 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車の場合、側方反射器は任意灯火類であり、備えられていなくてもよい。
2. 側方反射器を備える場合は次の基準に適合していること。

1. 反射光

1. 平成18年1月1日以降に製作された自動車
⇒**橙色** (ただし、二輪自動車の側面に備えるものは**赤色**でもよい)。

○適合例

橙色



○適合例

赤色



2. 平成17年12月31日以前に製作された自動車
《前部・中央部》⇒**橙色**。
《後部》⇒**橙色**又は**赤色** (全てが同一色であること)。

[サイドリフレクター]

3. 取付位置

1. 令和5年9月1日以降に製作された自動車

⇒上縁 0.9m 以下、下縁 0.3m 以上。

2. 令和5年8月31日以前に製作された自動車

⇒中心 2m 以下。

注意：平成17年12月31日以前に製作された自動車については、前後の位置も規定されている。

《前部》⇒側方反射器の最前縁から自動車の前端までの距離

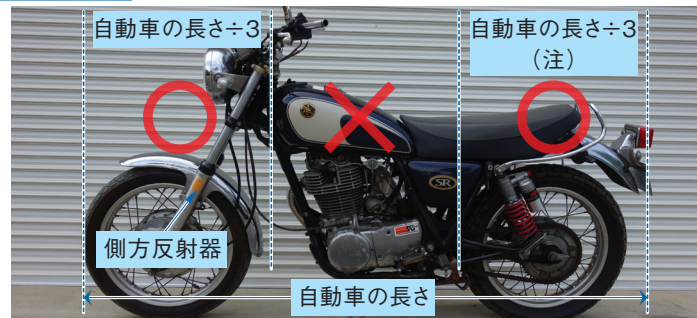
…自動車の長さの1/3以内。

《後部》⇒側方反射器の最後縁から自動車の前端までの距離

…自動車の長さの1/3以内。

○適合例

規定の位置



×不適合例

中央寄り!

